条件書　MV03_210416

1. 契約条項 GCE-990_210416（以下本契約という）第 3 条第 1 項にもとづき、乙が甲に提供する一括受付サービス内容は、次のとおりとします。

(1)「対象製品」に障害が発生した場合、乙は甲の要請にもとづき障害の原因となった「対象製品」の修理依頼先事業者に対する訪問修理要請または引取り修理要請を代行します。ただし、障害の原因となった「対象製品」の特定は甲が行うものとします。

(2) 前号の修理等は修理依頼先事業者所定の条件に従うものとし、当該修理等に要する費用は甲の負担とします。

(3) 乙の要員の派遣は、一括受付サービスに含まないものとします。

2. 本契約第 6 条第 1 項を次のとおり変更します。

本契約期間は注文書記載のとおりとします。ただし、当該契約期間満了の 2 ヵ月前までに甲乙いずれからも書面により本契約を終了させる意思表示がない場合、更に 1 年間更新するものとし、以後の更新も同様とします。

3. 本契約第 8 条に次の条項を追加します。

甲が「対象製品」を変更する場合、乙は当該変更内容に応じて「保守サービス料金」を改定するものとします。

4. 本契約第 15 条に次の条項を追加します。

本条件書第 1 項第 1 号にもとづき、乙が修理依頼先事業者に訪問修理要請または引取り修理要請を行ったにもかかわらず、保守の停止等の事由により、「対象製品」を修理依頼先事業者が修理できない場合でも、乙はその責を負わないものとします。

以上